学級編制の仕組みと運用について(義務)

○学級編制の標準

<小・中学校>

小学校 中学校 同学年の児童で編制する学級 35人(1年生) 40人

40人(2~6年生)

複式学級(2個学年) 16人 8人

(1年生を含む場合8人)

特別支援学級 8人 8人

<特別支援学校(小・中学部)>

6人 (重複障害 3人)

《参考》

〇小学校設置基準(文部科学省令) (一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 ・ハ学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

〇学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。 学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が 当該学年の学級数になる。

(例)35人の学年 → 1学級 [35人]

65人の学年 → 2学級 〔32人、33人〕

122人の学年 → 4学級 〔30人、30人、31人、31人〕

○個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

(例)

- ①中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまうため2学級となるところを、教育的配慮から3学級を維持する場合
- ②小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となるところを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合
- ③小学校第1学年の児童数が36人~40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないで、ティーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応する場合

○学級編制の弾力化

- 1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準(40人、小1は35人)を下回る一般的な 学級編制基準を設定することが可能。
- 2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成23年度においては、<u>47都道府県において、小学校の低学年を中心に</u> 国の基準を下回る少人数学級が実施されている。

教職員定数の算定について(義務)

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定する もの(義務標準法第6条等)。都道府県は、これを標準として、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭 及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特別支援学校の教職員の定数を条例で定める。 ※なお、この算定式は個別の学校の配置の在り方まで規定するものではない。

小•中学校

〇校長 学校に1人

- 〇教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む)
 - ①学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。

(乗ずる率の例)

小学校 :

: 6学級の学校の学級総数 × 1.292

(学年1学級の学校)

12学級の学校の学級総数 × 1.210

(学年2学級の学校)

②教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人 中学校 24学級以上の学校に+1人

③生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人 中学校 18~29学級の学校数に1人

30学級以上の学校数に3/2人

中学校

3 学級の学校の学級総数 × 2.667

(学年1学級の学校).

6学級の学校の学級総数 × 1.750

(学年2学級の学校)

④分校の管理責任者 分校に1人

⑤寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下の学校に1人

" 41~80人の学校に2人

" 81~120人の学校に3人

121人以上の学校に4人

〇養護教諭

- ①原則学校に1人(3学級以上の学校)
- ②複数配置

小学校 児童数851人以上の学校に+1人 中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

- 〇栄養教諭 · 学校栄養職員
 - ①給食単独実施校 児童生徒数550人以上の学校に1人

" 549人以下の学校に1/4人

②共同調理場 児童生徒数に応じて1~3人

〇事務職員

- ①原則学校に1人(4学級以上の学校) ※3学級の学校には3/4人
- ②複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人 中学校 21学級以上の学校に+1人

特別支援学校

〇校長 学校に1人

- ○教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む)
 - ①学級数に応じた定数 小・中学校に準拠
 - ②教頭(副校長)の複数配置・生徒指導担当 小・中学部計27学級以上の学校に+2人 中学部18学級以上の学校に+1人
 - ③教育相談担当教員 児童生徒数に応じて1~3人
 - ④自立活動担当教員 障害種別に学級数に応じて加算
 - ⑤分校の管理責任者 分校に1人
 - ⑥寄宿舎舎監

寄宿舎児童生徒数 80人以下の学校に2人 81~200人の学校に3人

" 201人以上の学校に4人

- 〇養護教諭
 - ①学校に1人
 - ②複数配置 児童生徒数61人以上の学校に+1人
- ○寄宿舎指導員 寄宿児童生徒数× 1/5人 (肢体不自由は1/3人)
- 〇栄養教諭・学校栄養職員 給食実施校に1人
- 〇事務職員

25

小学部を置く学校に1人 中学部を置く学校に1人

学級編制の弾力化にかかる制度改正経緯

【平成13年度~】(標準法改正)

都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、 国の標準(40人)を下回る<u>特例的な学級編制基準を設定</u>することを可能とする。

【平成15年度~】(運用の弾力化)

都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、 特例的な場合に限らず、全県一律に国の標準(40人)を下 回る一般的な学級編制基準を設定することを可能とする。

【平成16年度~】(運用の弾力化)

都道府県の判断により少人数学級を実施する場合について、関係する学校を研究指定校とすることにより、教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして、加配定数を活用することを可能とする。

平成23年度において学級編制の弾力化を 実施する都道府県の状況について

編制人員	30人	31~34人	35人	36~39人	実態に応じて実施	純計
小学校 1 学年	13	3	0	0	8	21
2学年	12	3	24	2	9	43
3学年	2	2	14	2	9	28
4 学年	1	1	11	2	10	24
5 学年	1	1	8	3	10	22
6学年	1	1	9	3	10	23
中学校 1 学年	5	3	27	2	9	42
2学年	0	2	9	1	9	21
3学年	0	2	9	1	9	21
純計	14	5	34	4	12	47

[※] 全県的な措置ではなく、地域や学校の実態に応じ個別の措置を講じている県については、「実態 に応じて実施」欄に計上。

[※] 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。

[※] 全県的な措置を講じている場合でも、学年1学級の場合には40人標準のままとしているなどの 例外措置を設けている場合もある。

平成23年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況

都記	直府	県	校種	学年	概 要							
			ıl\	2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童・生徒数が35人を超える学校で35人以下学級							
ᇨ	海	迫	···········中	 1年	(市町村教委からの要望)							
_			ΔV	1~3年	W FaW (Twi La Will and Lui - W (T							
青	森	県	·······	1年	学年2学級以上の学校で33人以下学級							
			小		35人以下学級							
岩	手	県			35人以下子版 35人以下学級の編制可(市町村教委からの要望)							
			中小	1年 2年	○○八 次「ナ 感の編削引(川町刊教女からの女主 <i>)</i>							
宮	城	県			35人以下学級							
			中	1 0年								
秋	田	県	小	1~3年	学年2学級以上の学校で30人程度学級							
			中	1年								
	T.	إي	小		学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で18~33人学級(市町村教委からの要望)							
Ш	形	県	-	2~6年	学年児童生徒数67人以上、学年2学級以上の学校で21~33人学級(市町村教委からの要望)							
			中	全学年								
		Ī	小	1・2年	30人以下学級							
垣	島	_[]	•	3~6年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)							
Ή	呵	ボ		1年	30人以下学級							
			中	2・3年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)							
<u>-+.</u>	4-4	IB.	小	?~//任								
次	城	乐	中	1年	児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級							
栃	木	県	中	全学年	35人以下学級							
	-	-18			30人以下学級							
群	馬	県	小	? • 1/年								
ΉΙ	wa		中	1年	35人以下学級							
			小	•	児童生徒の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望)							
埼	玉	県			児童生徒の実態を考慮した33人以下学級(市町村教委からの要望) 児童生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)							
			中									
			小		35人以下学級(市町村教委からの要望)							
千	葉	県			38人以下学級(市町村教委からの要望)							
			中		36人以下学級(市町村教委からの要望)							
					38人以下学級(市町村教委からの要望)							
東	京	都		2年	1学級の平均児童数が39人を超える学年で39人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択							
			中	1年	1学級の平均生徒数が38人を超える学年で38人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択							
神る	奈川	県	小	2~6年	研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)							
Ľ			中	全学年								
Ι.			小	1・2年	32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む。市町村教委からの要望)							
新	澙	県	•1.	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)							
			中	<u> </u>	プロエール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
L		_[小		研究指定校において35人以下学級							
富	山	県	中	1年	研究指定校方式による少人数(35人以下)学級又は少人数指導を、市町村教委が校長の意見を聞き							
			Т		選択							
			小	2年	平均児童数が35人を超える場合に35人以下学級又はT・T(学校長が選択)							
石	Ш	県		3・4年	平均児童生徒数が35人を超える場合に35人以下学級(学校長が選択)							
			中	1年								
		Ī	小	5・6年	36人以下学級							
福	井	県	中	1年	30人以下学級							
			т	2・3年	32人以下学級							
				1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級							
, i .	私	眉	小	1 44	(市町村教委からの要望)							
Ш	梨	宗		3年	学年2学級以上で、1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級							
		Ì	中	1年	(市町村教委からの要望)							
F	פת	, E	小	2~6年	35人以下学級							
攴	野	県	<u></u>		35人以下学級(市町村教委及び学校の判断による少人数学習集団編成(英語・数学)との選択制)							
			· 小	2年								
岐	阜	県	···········	 1年	35人以下学級							
<u> </u>			小・中									
			//\		学年2学級以上で、1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級							
静	岡	県		全学年	学年2学級以上で、「学級の平均児重生使数が35人を超える学校で35人以下学級 (1学級の人数の下限を25人に設定) (市町教委からの要望)							
			中	土子平	The second of the control of the second of t							

都	道府	県	校種	学年	概 要
			小	2年	TTの化ウゼニナンフィット リエヴタ
愛	知	県	中	1年	研究指定校において35人以下学級
			小・中		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
			,Is	1年	30人以下学級下限25人(学年児童数97人以上が対象)
_	_		小	2年	30人以下学級下限25人(学年児童数73~80人、及び97人以上が対象)
Ε	重	県	中	1年	35人以下学級下限25人
			小・中	全学年	<u>『シスパス』 1 『ペートスペン</u> 児童生徒の実態を考慮した少人数学級 (市町村教委からの要望)
					35人以下学級
344	賀	пВ	小		児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導またはいずれか1つの学年での35人以下学級を学校長
絃	貝	乐		4~6年	が選択
			中	1年	35人以下学級
늄	都	庄	小	全学年	30人程度の学級編制が可能となる定数を措置
不	(IEI	IJij	中	土于牛	35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置
			小	2年	35人以下学級
大	阪	府	小・中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級
			小,中	王子平	(市町村教委からの要望)
兵	庫	県	小	2~4年	研究指定校において35人以下学級(市町教委からの要望)
奈	良	県	小・中		30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施(市町村教委からの要望)
∓n ≅	歌 山	旧	小		研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級以下の学校で38人以下学級
↑∐÷	以 山	示	中		研究指定校において35人以下学級
白	取	旧	小		30人以下学級(市町村教委からの要望)
扃	ДX	宗	中	1年	33人以下学級(市町村教委からの要望)
島	根	県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
[3Z]		П	小	5・6年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
山山	山	乐	中	全学年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)
広	島	県	小		学年3学級以上の学校で35人以下学級
di		県	小	2~6年	35人以下学級
П	П	朩	中	全学年	
结	島県		小	2・3年	35人以下学級
1/63	ж,	ᅏ	中	1年	55人孩下手椒
			小	2年	原則35人以下学級(市町教委からの要望による40人以下学級を除く)
香	JII	県	۱۱,	3~6年	2学級以上の学年で、1学級平均35人を超える学校で35人以下学級(市町教委からの要望)
			中	全学年	2子版以上の子午で、「子版十岁00人を超える子校で00人以下子版(印刷 女女がりの女主)
			小		35人以下学級
愛	媛	県	٦,		児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
L			中	全学年	生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
亭	知	旦	小	1~4年	研究指定校において少人数学級を実施
	ΛH	까	中	1年	(小1・2は30人以下学級、小3・4は35人以下学級、中1は30人以下学級)
淖	岡	旦	小	2~6年	1学級当たり児童生徒数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施
ıΉ	lml	까	中	全学年	(市町村教委からの要望)
佐	賀	厚	小	2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町教委が選択
	~	/I \	中	1年	1学級の生徒数が平均35人を超える場合、35人以下学級又はT・Tを市町教委が選択
			小	1年	30人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
長	崎	県	.1.	2・6年	35人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
			中	1年	○○ハグ I 」 MX (水土」 たずにの / 大心 くじの V 70 日 C MV (/)
熊	本	県	小	2年	35人以下学級
大	分	厚	小	1・2年	30人以下学級(小1は18人下限、小2・中1は20人下限)
Ĺ	/1	\IS	中	1年	
			小	1・2年	学年児童数が31~35人を除いた学校で30人以下学級
宮	宮崎県		中		35人以下学級
L			小・中		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
鹿!	見島	旦	小	1・2年	学年児童数が31~35人を除いた学校で30人以下学級
ر عاء،	, L AT	715	中	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
				1年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級(下限25人)
沖	縄	県	小	2年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級(下限25人)
				- 1-	及び35人以下学級

平成23年度の少人数学級等の拡充状況

平成23年5月1日現在

	平成23年5月1日現任
都道府県名	内容
青 森	小3(33人学級)を拡充
秋 田	小3(30人学級)を拡充
山 形	中3(33人学級)を拡充
群馬	中1(35人学級)を拡充
千 葉	小2を36人学級から35人学級に拡充
東京	小2(39人学級)、中1(38人学級)を拡充
石 川	小3・4(35人学級)を可能とするよう拡充
福井	中2・3を33人学級から32人学級に拡充
山 梨	小3(35人学級)を拡充
長 野	中1(35人学級)を拡充
岐阜	中1(35人学級)を拡充
静	小5(35人学級)を拡充
京 都	中1~3で35人以下学級を可能とするよう拡充
Щ П	小5・6(35人学級)を拡充
徳島	小3(35人学級)を拡充
香川	小2~5(35人学級)を拡充
愛媛	小2(35人学級)を拡充
福岡	中2・3(35人学級)を可能とするよう拡充
	拡充は18都府県

少人数学級導入の状況

<u>少人</u>	<u> </u>	<u> 級導人0</u>	ソ祆沈					
		13年度	1 4 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	2 2 年度
1 北	海道		0					
2 青	森		0					
3 岩	手		<u> </u>		0			
	城							
4 宮					0			
5 秋	田	0						
6 7福 8茨	形 島	0						
7 福	島		0					
8 茨	城		0					
9 栃	木			0				
10 群	馬			0				
11 埼	工		0	<u> </u>				
12 千	玉 葉 京		O					
	ました こうしゅう しゅうしゅう 大田 しゅうしゅう しゅう	0						
13 東	尽							0
14 神	奈川				0			
14 神 15 新	潟	0						
16 富	山				0			
17 石	JII					0		
17 石 18 福	#				0	-		
19 山	井 梨 野				0			
19 山 20 長	平		0					
20 区	= 当		O					
21 岐 22 静 23 愛	阜岡					0		
22 静	前				0			
23 愛	知 重			0				
24 三 25 滋 26 京 27 大	重			0				
25 滋	賀			0				
26 京	都	0						
27 大	阪	0						
28 兵 29 奈	庫	0						
20 本	良		0		0			
30 和	动山		O					
00 和				0				
31 鳥	取		0					
32 島	根		_	0				
33 岡	山		0					
34 広	島	0						
35 山			0					
36 徳	島			0				
37 香 38 愛 39 高	JII						0	
38 夢	媛	0					-	
30 宣	知				0			
40 福	岡				0			
40 1倍	ᄞ				J			
41 佐 42 長 43 熊	賀					0		
42 長	崎			_	0			
43 熊	本			0				
44 大	分				0			
45 宮	崎		0					
46 鹿		0						
47 沖	縄	-	0					
導入!		10県	12県	9県	12県	3県	1県	1県
実施	ルダー 旦数	10県	22県	30県	42県	45県	46県	47県
	ボ奴 良県は				42宗」 が、15年度(

[※] 奈良県は、14年度に一部の学校で実施していたが、15年度は未実施となっている。そのため、15年度の実施県数は、前年度実施県数に対して、9県増、1県減の計30県となっている。

京都式少人数教育について

一市町村主体の教員定数の配置一

京都府教育委員会

京都式少人数教育

● 30人程度学級が可能な定数配置



30人程度学級とは?

従来は

国の加配を活用するとともに、平成20年度から、京都府の独自措置として教員配置の拡充を行い、小学校において30人程度(30~35人)の学級編制が可能となる教員を配置 <平成22年度 完成>

公立小中学校における1学級の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「標準法」という。)で40人と定められている。

●市町村が手法を選択



選択できるとは?

従来は

ト 各市町村教育委員会は、府教委から配当された定数を活用し、学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティームティーチング、少人数学級の3手法から選択して少人数教育を展開できる。

指導方法工夫改善の加配として、各市 町村教育委員会の意向を踏まえ、少人数 授業、ティームティーチングの手法を指 定し配当していた。

京都独自の定数配当

●市町村に一括配当



▶ 平成20年度から教員定数の配当を学校
ごとから市町村ごとに変更し、市町村に
一括して総定数を配当
(ただし、生徒支援加配等一部除く)

一括して配当とは?

従来は

年度当初に、教職員定数を各学校ごと に配当して学校運営を行っていた。

● 市町村が自由裁量で活用



自由に活用とは?

従来は

・市町村は、一括して配当された教員を 市町(組合)教育委員会の<mark>自由裁量</mark>によ り所管する学校に配置することができる。 各学校ごとに教員定数が決まっており、 市町村に教員配置の裁量は一切なかった。

導入の成果

市町村教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な教員配置を可能とし、学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。

京都式少人数教育

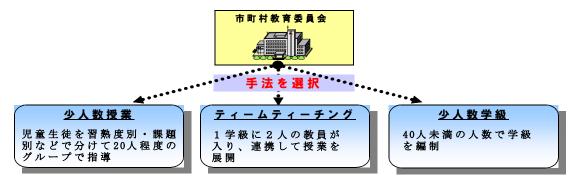
■ 30人程度の学級編制が可能となる教員を配置

小学3年から小学6年で30人程度(30~35人)の学級編制が可能となる教員を配置

編制 学級数	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6学級
40人学級	1 ~ 40	41~80	81~120	121~160	161~200	201~240
30人程度学級	1 ~ 35	36~68	69~96	97~124	125~150	151~180
1学級当たりの児童数	1 ~ 35	18~34	23~32	24~31	25 ~ 30	25 ~ 30

■ 市町村が手法を選択

各市町村教育委員会は、配当された定数を活用し学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティームティーチング、少人数学級から選択して実施できる。



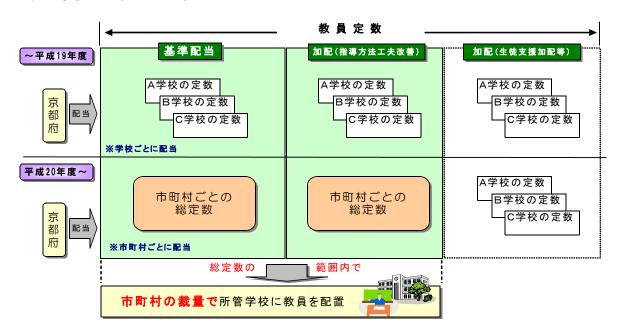
京都独自の定数配当

■ 市町村に一括配当

平成20年度から基準配当及び加配(指導方法の工夫改善)の配当を学校毎から市町 村毎の配当に変更し市町村に一括して定数を配当している。

■ 市町村が自由裁量で活用

市町村教育委員会は、府教育委員会から配当された教員を市町村の裁量により所管する学校に配置できる。



市町村費負担教職員配置自治体一覧【平成22年度】

***			/]\ <u>=</u>	学校	中	学校
都	I道府県	市町村名	配置人数	配置学校数	配置人数	配置学校数
1	北海道	稚内市	8	4	1	1
1	北海道	三笠市	3	2		
1	北海道	滝川市	3	3		
1	北海道	ニセコ町	2	1		
1	北海道	余市町	1	1		
1	北海道	奈井江町	1	1		
1	北海道	沼田町	1	1		
1	北海道	上川町	1	1		
1	北海道	津別町	2	1		
1	北海道	鹿追町			2	1
2	青森県	東通村	11	1	7	1
2	青森県	六ヶ所村			2	2
8	茨城県	鹿嶋市	9	5		
8	茨城県	神栖市	3	3		
8	茨城県	東海村	3	3		
11	埼玉県	行田市	7	5	13	6
11	埼玉県	北本市	5	3		
12	千葉県	市原市	1	1		
13	東京都	品川区	3	3	5	5
13	東京都	杉並区	95	43		
14	神奈川県	横須賀市			5	5
20	長野県	長野市	1	1		
20	長野県	松本市	1	1		
20	長野県	川上村	2	2		
20	長野県	富士見町	1	1		
20	長野県	王滝村	1	1		
20	長野県	小海町			2	1
20	長野県	原村			1	1
20	長野県	南木曽町			1	1
20	長野県	小布施町			1	1
22	静岡県	磐田市	30	17	1	1
22	静岡県	南伊豆町	2	1		
23	愛知県	名古屋市	1	1		
23	愛知県	豊田市	31	26	2	2
23	愛知県	安城市	10	9		
23	愛知県	蒲郡市	5	3		
23	愛知県	犬山市	8	5		
23	愛知県	知立市	2	2		
25	滋賀県	守山市			3	3
26	京都府	京都市	70	58	80	44
26	京都府	京丹波町	1	1		

				1 246 1 1		
都	道府県	市町村名		学校		学校
27	大阪府	大阪市	配置人数	配置学校数	配置人数 70	配置学校数
27	大阪府	吹田市	2	2	2	2
27	大阪府	枚方市	1	1	2	2
27	大阪府	堺市	1	1	11	10
28	兵庫県	- 宍粟市	1	1		10
28	兵庫県	神戸市	1	1	8	7
29	奈良県	奈良市	57	28	6	5
29	奈良県	生駒市	11	10		
30	和歌山県	印南町	1	1		
31	鳥取県	琴浦町	1	1		
32	島根県	西ノ島町	1	1		
34	広島県	広島市	2	1		
34	広島県	尾道市	1	1		
34	広島県	大竹市	2	2		
34	広島県	江田島市	2	2	2	1
34	広島県	福山市		_	1	1
34	広島県	庄原市			1	1
34	広島県	東広島市			2	1
35	山口県	山口市			1	1
40	福岡県	福岡市	40	40		
40	福岡県	大牟田市	1	1		
40	福岡県	飯塚市	11	8		
40	福岡県	田川市	3	3		
40	福岡県	小郡市	1	1		
40	福岡県	うきは市	2	2		
40	福岡県	芦屋町	2	2		
40	福岡県	水巻町	4	3		
40	福岡県	筑前町	2	2		
40	福岡県	大刀洗町	1	1		
40	福岡県	香春町	1	1	1	1
40	福岡県	福智町	7	3	6	3
40	福岡県	苅田町	14	5	10	2
40	福岡県	みやこ町	2	1		
41	佐賀県	唐津市	1	1		
43	熊本県	熊本市	50	40	33	22
43	熊本県	小国町	1	1		
43	熊本県	高森町	1	1		
45	宮崎県	日南市			1	1
47	沖縄県	南城市			1	1
47	沖縄県	今帰仁村			1	1
47	沖縄県	嘉手納町			1	1
47	沖縄県	与那原町			3	1
	合計		650	477	287	203
市	町村数	83市町村		66市町村		34市町村